人事院事務総長

「任用関係の承認申請等の手続について」の一部改正について(通知)

「任用関係の承認申請等の手続について(平成21年3月18日人企—537)」の一部を下記のとおり改正したので、令和2年1月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改 正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--------------------|--------------------|
| 任用関係の承認申請等は次の各項 | 任用関係の承認申請等は次の各項 |
| に掲げる申請等の場合に応じ、当該 | に掲げる申請等の場合に応じ、当該 |
| 各項(2)に定める申請先等に提出して | 各項(2)に定める申請先等に提出して |
| 行うものとする。 | 行うものとする。 |
| 1~6 (略) | $1 \sim 6$ (略) |
| 7 規則8-12第39条第1項第 | 7 規則8-12第39条第1項第 |

3号に該当する場合の臨時的任用 又はその更新の承認申請の場合

- (1) (略)
- (2) 申請先

ア 国家公務員法(昭和22年 法律第120号)第45条の 2第1項第1号及び採用試験 の対象官職及び種類並びに採 用試験により確保すべき人材 に関する政令(平成26年政 令第192号)<u>第1条第2項</u> 第11号、第12号、第14 号及び第15号に規定する官 職の場合

人事院総裁

イ (略)

8 • 9 (略)

3号に該当する場合の臨時的任用 又はその更新の承認申請の場合

- (1) (略)
- (2) 申請先

ア 国家公務員法(昭和22年 法律第120号)第45条の 2第1項第1号及び採用試験 の対象官職及び種類並びに採 用試験により確保すべき人材 に関する政令(平成26年政 令第192号)<u>第1条第2項</u> 第11号から第14号までに 規定する官職の場合 人事院総裁

イ (略)

8 • 9 (略)

以 上